

平成 29 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 ニッコー株式会社
代表者名 代表取締役社長 三谷 明子
(コード番号 5343 名証第2部)
問合せ先 執行役員サービス本部長 布川 一哉
(TEL. 076-276-2121)

平成 29 年 3 月期決算短信発表の遅延理由に関するお知らせ

当社は、「平成 29 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を本日開示いたしました。当該開示が決算期末後 50 日を超えた理由および今後の決算短信の開示時期について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算発表遅延の理由

当社は、平成 29 年 5 月 8 日付「平成 29 年 3 月期決算短信発表の延期に関するお知らせ」で公表したとおり、当社住設環境機器事業のバンクチュール®(システムバスルーム)に関する売上計上のタイミングについて、会計処理の前提となる事実の精査が必要となることが判明し、当該精査(過年度を含む)の作業とその後の決算確定までに時間を要することが見込まれることから、決算発表を延期し、当社社外監査役および当社執行役員に外部の法律専門家を加えて社内調査を進めてまいりました。

社内調査の結果、工事が完了していないにもかかわらず工事完了を仮装するために証憑書類を改ざんする等の行為により第 4 四半期連結会計期間におけるバンクチュール製品の売上において 2 億 12 百万円の前倒し計上(以下、「本件不適切会計処理」といいます。)が存在することが判明しました。

当社は、本件不適切会計処理に類似する不正行為が他の事業部でも行われていないか、また、過年度において行われていたかどうかを解明するために過年度における会計処理の前提となる事実の精査を行うとともに、会計監査人による追加的な監査手続を受けており、当該事実関係の全容解明および当該手続の完了にいたるまでに相応の時間を要したことから、決算短信発表が決算期末後 50 日を超えることとなりました。

2. 過年度決算に与える影響額

当社は、上記調査の結果、バンクチュール事業部を除く他の事業部においては、本件不適切会計処理と同じまたは類似する不正行為はないことを確認しました。

また、バンクチュール事業部においては、本件不適切会計処理が過年度においても行われていたものの、当社は、これらの調査結果をもとに本件不適切会計処理に係る業績への影響について慎重に検討した結果、本件不適切会計処理が過年度の決算および平成 29 年 3 月期連結決算の期首残高に与える影響は軽微であると判断したため、過年度決算数値の訂正は行わないこととしました。

3. 本件不適切会計処理の動機、原因および背景ならびに再発防止策について

(1) 本件不適切会計処理の動機、原因および背景

当連結会計年度は、全社を挙げて赤字からの脱却に取り組んでおり、バンクチュール事業部においても厳しい目標数値が課されていきました。バンクチュール事業部は第 91 期(平成 28 年 3 月期)の売り上げは目標数値に若干届かなかったものの、バンクチュール事業部の従業員にはバンクチュール事業部が会社の業績改善を牽引しているとの認識があり、目標数値を達成せねばならないという強い意識を有しておりましたが、受注件数の減少や工期の大幅な遅延により、上期から目標数値の達成は厳しい状況となっていました。

そして、平成 29 年 2 月頃には期末売上が目標数値を大幅に下回る見通しとなり、加えて 3 月には複数物件における想定以上の工期遅延が発生したことから当期売上目標の大幅未達がほぼ確定したものの、目標数値達成への思いから、目標数値またはそれに近い数値を計上するために、すでに受注している物件について前倒し計上を実行してしまったものと考えられます。

本件不適切会計処理の実行者は事業部の管理職であり、事業計画の管理や決算のみならずコンプライアンスの啓蒙および内部牽制上の重要な立場にある者でした。事業部員の中には本件不適切会計処理を認識している者もいたようですが、管理職の方針に意見を言えない状況であり、管理職が結託することで内部牽制機能は無効化されていました。

また、全従業員に対して毎月コンプライアンス勉強会を開催し、業務上の不正行為の禁止、不正行為に対する処分、コンプライアンス問題の相談窓口としてヘルプライン(外部弁護士への通報先)があることを周知していましたが、実態面としてのコンプライアンス意識は低かったと考えられます。

また、内部監査体制は、人員の不足により、具体的な業務プロセスの適正性を担保するための監査までは行わず、証憑書類および資料の存在の有無を確認するにとどまっておりました。

(2) 再発防止策

① バンクチュール事業部における売上計上ルールの厳格化

バンクチュール事業部の恣意性が介入しえないようにするため、売上計上に必要な書類等をバンクチュール事業部とは独立した部署で確認する体制にするとともに、改ざん困難なデータを含む複数の新たな資料の提出を売上計上の条件とします。

また、この取り扱いを仕事定義書に反映させ、バンクチュール事業部の従業員に対して周知徹底を図ります。

② 内部監査等による社内チェック体制の強化

不適切な会計処理を防止するため、事業部から完全に独立した内部監査部門の従業員を増員し、事業部内の経理処理に関する定期的かつ、より深度のある監査を実施します。

③ コンプライアンス教育

全従業員を対象として定期的実施しているコンプライアンス研修を強化し、従業員のコンプライアンス意識を向上および維持させていきます。

④ 内部通報制度の充実

社員のみならず不正行為への関与を要請された外部関係者に対しても内部通報システム(ヘルプライン)の存在およびその意義を周知徹底し、内部通報システムの改善・充実と活性化を図ります。

⑤ 業績モニタリングの実施

売上計上額に対する社内のモニタリングが機能していなかったことを踏まえ、今後は毎月開催される事業部業務会議に中期経営計画管理を主管とする役員が出席し、業績に対するモニタリングを実施します。

⑥ 組織構造

売上計上の要件である工事完了を客観的に確認する任務を負う部門がバンクチャール事業部の組織の中に存在し本来の機能を発揮できなかったことから、今後、施工管理部を独立した組織とします。

4. 関係者に対する処分

本件不適切会計処理に関与した従業員については、当社の社内規程に則り厳正な処分を行います。

5. 今後の決算短信の開示について

当社は、今回の事態を極めて厳粛に受け止めて、再発防止策を検討し、確実に実行していくことにより、今後の再発防止を図るとともに、財務報告にかかる内部統制およびコーポレート・ガバナンスの強化に努め、平成30年3月期第1四半期以降の決算短信につきましては、決算における作業の迅速化ならびに発表の早期化の趣旨を理解し、決算期末後45日以内の開示を行うよう取り組んでまいります。

以 上